

- 1、丁年未丁年を問はず最低賃金壹圓拾錢以上支給すること
  - 2、年二回の定期昇給制を確立すること（但し一回五錢以上）
    - 1 現在迄の勤続年数加算のこと
  - 4、勤続日数三ヶ月以上に渉る者は健康保険法第二章第十三條を適用すること
  - 五、四大祝日並に工場記念日には酒肴料一人貳圓宛支給すること
- 従業員の發電所に於ける妨害事件發生と共に所轄若松警察署は急報に依り警官三十名を派遣し其の首謀者と目すべき柴田勞愛會長及従業員四名を直ちに檢束し一方會社側の應急措置で一時間の後には平常に復したが會社に於ては職工並人夫供給者を以て組織する在郷軍人二島分會員約三十名を召集し工場内外を警

戒し、且つ主謀者十二名（職工二名人夫十名）を労働組合加入を理由に同日並に翌四月一日付懲戒解雇に附したのである。而して會社側は彈壓方針の下に全従業員に對し組合加入の有無を調査し、且つ組合に加入せざることを誓約書に調印せしめたのであるが之れを拒んだ人夫十一名を更に解雇せり。越へて四月五日右傍東者一應釋放せらるるや従業員側では對策協議の結果組合支部を設立し之れを争議團本部に當て全従業員の待遇改善並に被解雇者の手當要求を以て之れに對抗することとなつた。

かくて本工場に争議發生するや九州統一労働組合同盟にありては昨年の惨敗に對する回復手段を採るべく四月廿方職工の退門時刻に積極的應援の宣傳ビラを散布したのであるが、會社側に於ては九統の介入を極度に嫌惡し争議の一層悪化するを憂へ避